# 売木村公共施設等総合管理計画



平成 29(2017)年3月策定 令和4(2022)年3月改訂 売 木 村

# 売木村公共施設等総合管理計画:目次

第		章 公共施設等総合管理計画について	
	1	背景と目的	1
	2	計画の位置付け	1
	3	施設の対象範囲	2
	4	計画期間	2
第	2	章 売木村について	
	1	概 況	3
	2	沿 革	3
第	3	章 本村を取り巻く社会的状況	
	1	人口の動向及び将来の見通し	4
	2	財政状況	8
	3	人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	11
第	4	章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
	1	公共建築物(ハコモノ施設)の現状	12
	2	インフラ施設の状況	15
	3	過去に行った対策の概要	16
	4	将来の更新費用の推計	17
第	5	章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
	1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	20
	2	現状や課題に関する基本認識	21
	3	公共施設等の管理の基本目標	22
	4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	23
	5	PDCAサイクルの推進	26
第	6	章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
	1	公共建築物の施設類型ごとの方向性	27
	2	インフラ施設の施設類型ごとの方向性	36

# 第1章 公共施設等総合管理計画について

#### 1 背景と目的

全国的に公共建築物及びインフラ施設(以下、「公共施設等」という。)の老朽 化対策が大きな課題となっています。国は国土強靭化を図るべく平成 25 (2013) 年 11 月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その流れにより総務省が平成 26 (2014)年4月に各地方公共団体に対し「公共施設等の総合的かつ計画的な管理 の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その後、 個別施設計画の推進を踏まえ、平成 30 (2018)年2月に「公共施設等総合管理計 画の策定にあたっての指針」が改訂され総合管理計画の充実を図ることが求めら れています。

売木村においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を 多く建設してきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新 等に多額の費用が必要になると見込まれます。

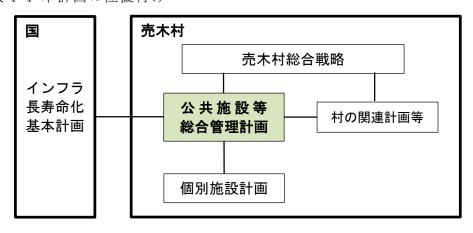
一方、財政面でも、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の 進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が 悪化することが予測されます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更 新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、売木村公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)を策定し、持続可能な行財政経営の実現を図ります。

### 2 計画の位置付け

本計画は、公共施設等の最適な配置を実現するために、長期的な視点をもって、 総合的・計画的にマネジメントをしていくための基本的な方針を示したものです。 本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画 との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

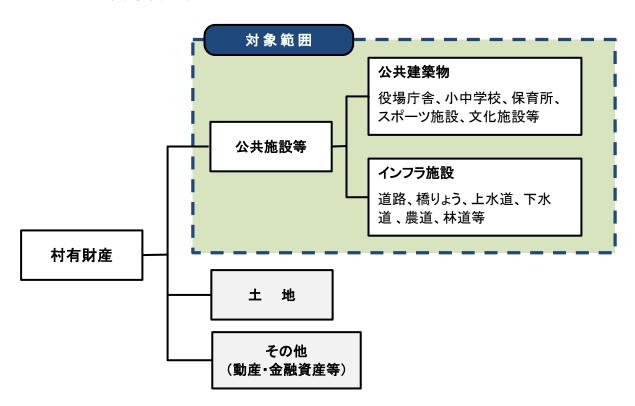
#### ◆図表 1-1 本計画の位置付け



# 3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和 3 (2021) 年 3 月末時点の本村が所有する 役場庁舎、小中学校、保育所、スポーツ施設、文化施設等の公共建築物や道路、 橋りょう、上水道、下水道、農道、林道等のインフラ施設を対象とします。

#### ◆図表 1-2 対象範囲の略図



# 4 計画期間

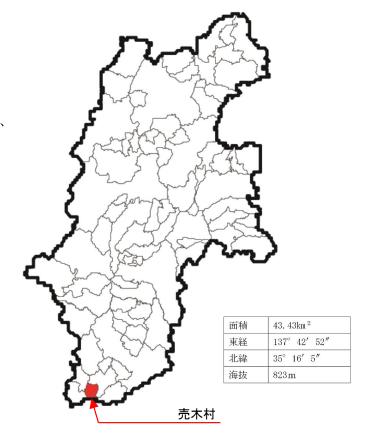
本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、平成29(2017)年度から令和38(2056)年度までの40年間を見通しつつ、向こう20年間(平成29(2017)年度~令和18(2036)年度)を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。

# 第2章 売木村について

#### 1 概 況

本村は、信州最南端の一つで、東と 北は阿南町、西は根羽村・平谷村、南 は愛知県豊根村に隣接し、愛知県最高 峰の茶臼山北麓に位置します。標高 1000~1300 メートルの山々と、売木峠、 平谷峠、新野峠など 4 つの峠に囲まれ た盆地で形成されており、中心集落の 標高は約 800m、村面積(43.43 ㎢)の 88%を森林が占めています。

また、天竜奥三河国定公園の中心をなす茶臼山高原をはじめ豊かな自然が村の特徴であり、中京圏からの別荘地として注目を浴びています。平成に入ってからは天然温泉「こまどりの湯」、南信州広域公園「うるぎ星の森オートキャンプ場」などがオープンして人気を集めています。



# 2 沿 革

本村の起源は、古くは茶臼山の東側に先土器文化があり、縄文時代や弥生時代の暮らしぶりを示す遺跡も数多く確認されています。

豊かな自然が売木の特徴で、恵まれた森林資源を背景に、江戸時代にはろくろで椀や盆などがつくられ、村人たちは米の代わりに「くれ木」を年貢として納め、昭和初期までは炭焼きなども盛んでした。

明治 22 年 (1889 年) 4 月 1 日町村制の施行により、和合村、売木村の区域をもって豊村が発足し、昭和 23 年 (1948 年) 7 月 1 日豊村から分村独立し、大字売木の区域が現在の売木村になりました。

# 第3章 本村を取り巻く社会的状況

# 1 人口の動向及び将来の見通し

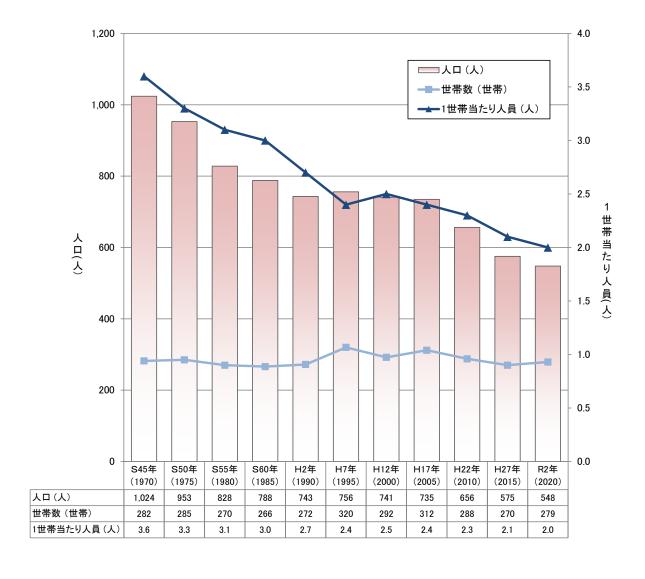
# (1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、昭和 45 (1970) 年の人口は、1,024人で以降昭和 55 (1980) 年にかけて著しく減少し、その後減少速度は一時ゆるくなったものの再び加速し、令和 2 (2020) 年には 548 人と 50 年間で 476 人、率で 46.5%減少しています。

世帯数は、昭和 45 (1970) 年の 282 世帯に対し、令和 2 (2020) 年は 279 世帯でほぼ横ばい状態を維持しています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和 45 (1970) 年の 3.6 人から年々減少し、令和 2 (2020) 年には 2.0 人となっており、高齢者数の増加による夫婦のみ世帯や単身世帯の増加による小世帯化の進行が窺えます。

#### ◆図表 3-1 人口・世帯数の推移

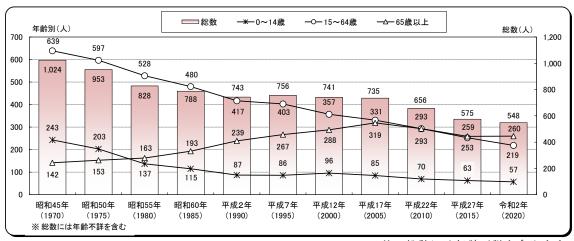


### (2) 年齢階層別人口

平成 7 (1995) 年から令和 2 (2020) 年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)は、25 年間で 29 人 (33.7%)、生産年齢人口(15~64歳)も 25 年間で 184 人 (45.7%) 減少しています。老年人口(65 歳以上)は、増加傾向にありましたが、平成 17 (2005) 年をピークに減少に転じ、25 年間で 7人 (2.6%) 減少しています。

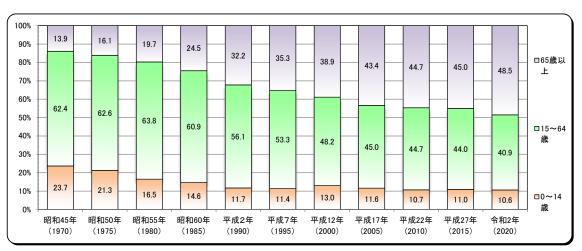
令和 2 (2020) 年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が 10.6%、生産年齢人口が 40.9%、老年人口が 48.5%となっており、老年人口比は長野県平均 (32.0%)、下伊那郡域平均 (36.6) を大きく上回っています。

#### ◆図表 3-2 年齢階層別人口の推移



注:総計には年齢不詳を含みます。

# ◆図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



注:数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

#### (3) 将来人口

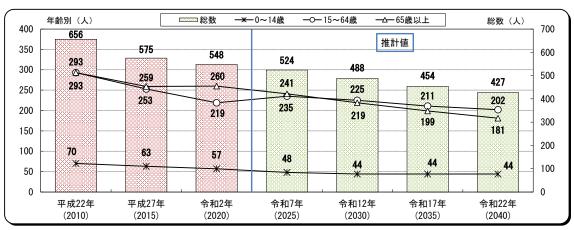
「売木村人口ビジョン」(平成 28 年 3 月) の将来推計 (パターン 1) による、本村の令和 22 (2040) 年の総人口は 427 人で、平成 22 (2010) 年に対し 229 人 (34.9%) 減少することが予想されています。

年齢階層別にみると、各年齢層とも下降傾向となっており、年少人口 $(0\sim14$ 歳)は44人、生産年齢人口 $(15\sim64$ 歳)は202人、老年人口(65歳以上)は181人に減少することが見込まれています。(図表 3-4)

人口構成比では、生産年齢人口と老年人口はほぼ同率で維持し、令和 22(2040) 年の割合はそれぞれ 47.3%、42.4%で、僅かに老年人口が下回ります。年少人 口は、10.3%となっています。(図表 3-5)

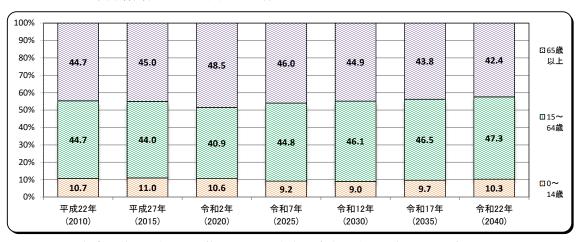
なお、「売木村人口ビジョン」の令和 22 (2040) 年の将来展望人口は 455 人と 展望しています。(図表 3-6、3-7)

# ◆図表 3-4 年齢階層別人口の推計



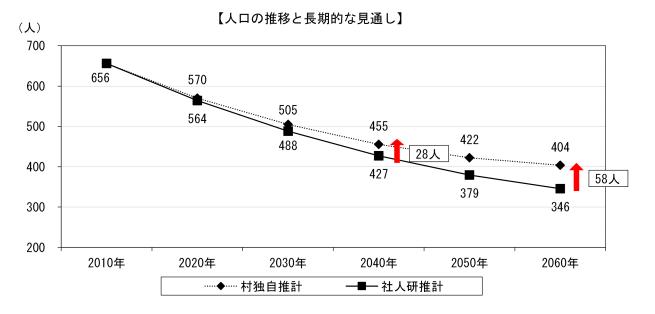
注:総計には年齢不詳を含みます。

### ◆図表 3-5 年齢階層別人口推計の構成比



注:数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

# ◆図表 3-6 総人口の将来推計と将来展望 (売木村人口ビジョン)



◆図表 3-7 年齢階層別人口の将来推計と将来展望 (売木村人口ビジョン)

【年齢3区分別の人口推計(村独自推計)】

区分	2010年	2020 年	2030年	2040 年	2050 年	2060年
年少人口	70	57	57	59	53	49
(0~14 歳)	10. 7%	10.0%	11. 4%	13. 1%	12. 4%	12.0%
生産年齢人口	293	246	229	215	229	209
(15~64 歳)	44. 7%	43. 1%	45. 3%	47. 2%	54. 3%	51.8%
老年人口	293	267	219	181	140	146
(65 歳以上)	44. 7%	46. 9%	43. 3%	39. 7%	33. 2%	36. 2%
総人口	656	570	505	455	422	404

※上段は推計人口、下段は各年の構成比。

【年齢3区分別の人口推計(社人研推計)】

区分	2010 年	2020 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
年少人口	70	51	44	44	36	29
(0~14 歳)	10. 7%	9.0%	9.0%	10. 3%	9. 4%	8. 5%
生産年齢人口	293	246	225	202	204	173
(15~64 歳)	44. 7%	43.6%	46. 1%	47. 3%	53. 8%	50.0%
老年人口	293	267	219	181	140	143
(65 歳以上)	44. 7%	47. 3%	44. 9%	42. 4%	36. 8%	41. 4%
総人口	656	564	488	427	379	346

※上段は推計人口、下段は各年の構成比。

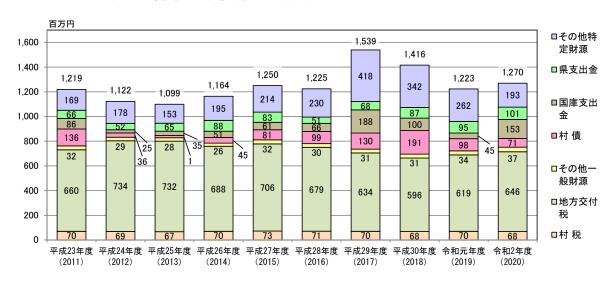
### 2 財政状況

#### (1)歳入の状況

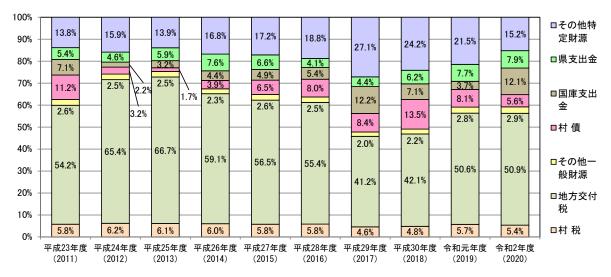
歳入総額は概ね 11~15 億円の間を推移しており、令和 2 (2020) 年度における歳入総額は 12.7 億円で、前年度と比べて 3.8%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、村税収入は概ね 0.7 億円前後でほぼ横ばいであり、令和 2 (2020) 年度の村税収入は 0.7 億円で、歳入に占める村税の割合は 5.4%となっています。今後、高齢化が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村税の増収は期待できない状況にあります。一方、地方交付税は、平成 23 (2011) 年度以降概ね 7 億円前後であり、令和 2 (2020) 年度で歳入全体の 50.9%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

#### ◆図表 3-8 歳入決算額の推移(普通会計)



#### ◆図表 3-9 歳入決算額構成比の推移(普通会計)



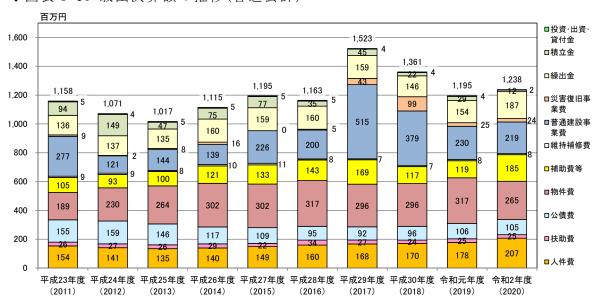
注:数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

#### (2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費(人件費、公債費、扶助費)は近年増加傾向にあり、今後は高齢化の進展により、医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。経常的経費(物件費、補助費等、維持補償費)は、増加傾向にありましたが、近年 4.2~4.7 億円を推移しています。また、投資的経費(普通建設・災害復旧事業費)は、年度により変動がみられ、平成 23 (2010)年度以降、売木村陸上競技場建設に伴い突出している平成 29 (2017)、平成 30 (2018)年度の約 5 億円を除くと、概ね 1.2~2.8 億円の間で推移しています。今後更新時期を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。(図表 3-10)

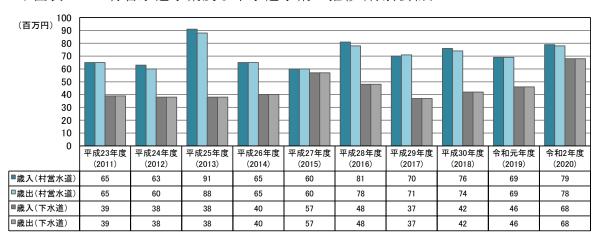
また、平成 23 (2011) 年度以降の村営水道事業は、平成 25 (2013) 年度を除き概ね 0.6~0.8 億円の財政規模で推移し、平成 25 (2013) 年度が最も多く歳入歳出ともに約 0.9 億円となっています。下水道事業における歳入及び歳出の推移をみると、平成 27(2015)年度を除き、概ね 0.4 億円前後を推移し、平成 27(2015)年度は歳入歳出ともに 0.6 億円となっています。(図表 3-11)

#### ◆図表 3-10 歳出決算額の推移(普通会計)



注:数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

# ◆図表 3-11 村営水道事業及び下水道事業の推移(特別会計)



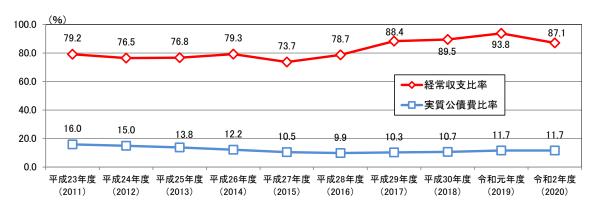
# (3) 財政指標

経常収支比率は、平成 27 (2015) 年度以降増加傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年度は減少に転じ 87.1%となり長野県平均 (87.4%)を下回りました。

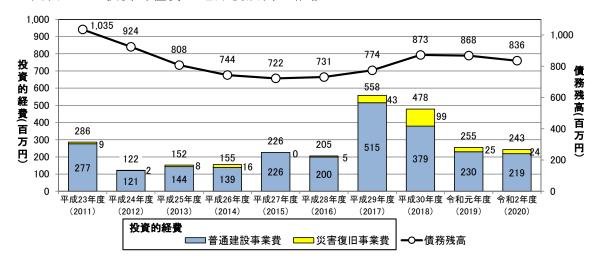
実質公債費比率は、平成28(2016)年度以降増加傾向にあり、令和2(2020)年度は11.7%で、県平均(6.1%)、類似団体内平均(7.3%)より比較的高い比率となっています。

公共施設等の整備に充てた借入金である地方債の債務残高は、平成 30 (2018) 年度以降減少傾向で、令和 2 (2020) 年度は 8.4 億円となっています。

#### ◆図表 3-12 財政指標



#### ◆図表 3-13 投資的経費と地方債残高の推移



#### (4) 有形固定資產減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。

#### ア 普通会計

有形固定資産減価償却率は、全国平均、長野県平均及び類似団体の平均を上回る状況が続いています。既に耐用年数を経過した資産もあり、今後も耐用年数を迎える資産が増えるため、更新投資の財源確保が課題になっています。

令和元(2019)年度末時点の本村における有形固定資産減価償却率(建物)の

最も高い施設は、100.0%の認定こども園・幼稚園・保育所で、次いで高いのは 93.6%の庁舎となっています。

#### イ 公営事業会計

(水道事業及び下水道事業については該当数値なし。)

#### ◆図表 3-14 施設類型別の有形固定資産減価償却率

			有形固定資産減価償却率(%)			
	分 類 名	i	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
			(2016)	(2017)	(2018)	(2019)
		全国平均	ı	ı	ı	63. 4
	有形固定資産減価償却率	長野県平均	ı	_	ı	60.9
	全体	類似団体内平均値	56.3	57. 6	58.8	59. 5
		売木村	68. 9	69.0	67.5	67. 0
	公営	住 宅	74. 0	73. 1	78. 6	81. 1
普	認定こども園・幼科	<b>隹園・保育所</b>	100.0	100.0	100.0	100.0
通	学 校	施 設	95.0	81. 9	81.6	82. 9
会	公民	館	I	ı	56.9	59.6
計	福祉	施 設	55.6	62. 6	66.3	69. 9
	一般廃棄物り	処理 施設	36.7	16.8	19.9	<b>23</b> . 9
	消防	施 設	48. 4	49. 2	50.6	51. 2
	庁	舎	92.0	94. 0	93.3	93. 6
	道	路	59.4	60. 5	61.1	61. 1
	橋りょう・	トンネル	67. 9	69. 9	71.3	72. 9
業公会営	水道事業	簡易水道事業	_	_	_	該当数値なし
計事	下水道事業	農業集落排水	_	_	_	該当数値なし

出典:長野県市町村財政状況資料集、経営比較分析表

# 3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

歳入面の増加が見込めない一方、歳出面では扶助費や繰出金等の社会保障関係 経費をはじめとする経常的経費の増加は避けられず、物価上昇に伴う支出増や公 共施設等の老朽化に対応する改修費や維持修繕費が増加していくことが見込まれ ます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設機能を維持し、保有量の縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国や県による財政的支援や技術的支援の活用、村債の適切な運用と交付 税措置のある有利な起債(公共施設等訂正管理推進事業債等)の活用、公共施設 等整備基金の計画的積み立てなどにより財政の確保を図るとともに、村独自の施 策を組み合わせ、継続してコスト削減に努めていく必要があります。

# 第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

# 1 公共建築物(ハコモノ施設)の現状

# (1) 公共建築物の保有状況

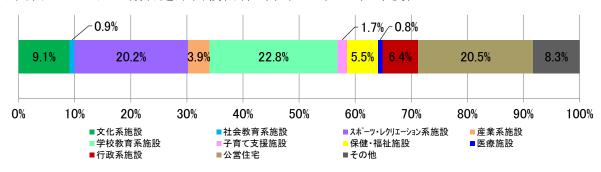
本村の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は25,711.43 ㎡であり、その内訳は、学校教育系施設が22.8%と最も多く、次いで公営住宅が20.5%、スポーツ・レクリエーション系施設が20.2%、と続き、この3分類で全体の約6割を占めていることがわかります。

#### ◆図表 4-1 公共建築物の保有状況の推移

大分類	中分類	平	成27年度 (2015)		·和2年度 (2020)	:	増減	増減の主な理由
		施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	
文化系施設	集会施設	6	702.98	6	702.98	0	0.0	
又10 米地設	文化施設	2	1,568.10	2	1,640.92	0	72.8	R2年売木村文化交流センター増築。
社会教育系施設	博物館等	1	230.01	1	230.01	0	0.0	
スポーツ・レクリエーション	スポーツ施設	1	520.83	2	635.42	1	114.6	H29年売木村陸上競技場(シャワー室・トイレ・ 更衣室・倉庫)建設。
系施設	レクリエーション施設・観 光施設	10	4,514.47	10	4,562.22	0	47.7	こまどりの湯の機械室追加。
産業系施設	産業系施設	2	991.18	2	991.18	0	0.0	
学校教育系施設	学校	2	5,144.78	1	5,144.78	Δ1	0.0	売木村小中学校プール付属室(更衣室・トイレ・機械室・器具室・通路シャワー)を小中学校の併設とする。
	その他教育系 施設	1	716.62	1	716.62	0	0.0	
子育て支援施設	幼稚園・保育園 ・こども園	1	356.92	1	356.92	0	0.0	
	幼児・児童施設	1	82.37	1	82.37	0	0.0	
保健•福祉施設	高齢福祉施設	2	1,415.56	2	1,415.56	0	0.0	
医療施設	医療施設	1	203.04	1	198.31	0	△ 4.7	H28改修による減。
	庁舎等	1	1,364.73	1	1,364.73	0	0.0	
行政系施設	消防施設	4	220.13	4	220.13	0	0.0	
	その他行政系 施設	1	6.62	2	61.28	1	54.7	R2年防災倉庫建築。
公営住宅	村営住宅	37	3,999.24	36	4,018.17	12	1 265 7	中央定住促進住宅A、B棟、物置H29建築。旧医師住宅、教員住宅等【その他】か
公宮住七	公営住宅	31	3,999.24	13	1,243.57		1,205.7	条。旧医師住七、教員住七等【その他】が ら異動。
その他	その他	17	3,055.70	14	2,126.26	△ 3	△ 929.4	融雪剤散布車車庫H27年建築。ブナの嶺 牧場(山羊小屋、倉庫、簡易トル)H29建 築。ごみ集積所H29建築。ごみ収集所5棟 R2建築。旧医師住宅、教員住宅等【村営 住宅】へ異動。
合	計	90	25,093.28	100	25,711.43	10	618.2	

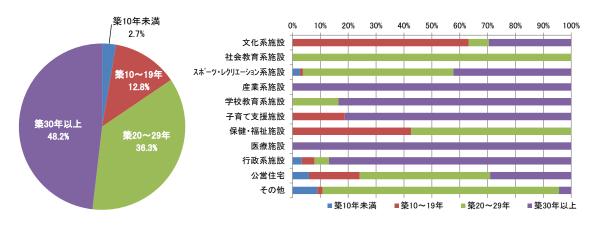
# ◆図表 4-2 公共建築物延床面積割合(令和 2(2020)年度)



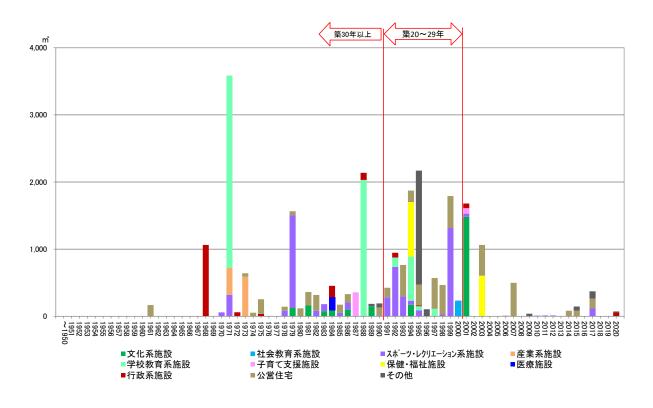
# (2) 築年別整備状況

平成 2 (1990) 年以前に建設され、すでに 30 年以上経過している施設 (延床面積ベース)は全体の 48.2%、10 年後に 30 年以上経過となる施設割合は 84.5% となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

# ◆図表 4-3 建築年別延床面積の割合



# ◆図表 4-4 建築年次別延床面積の状況

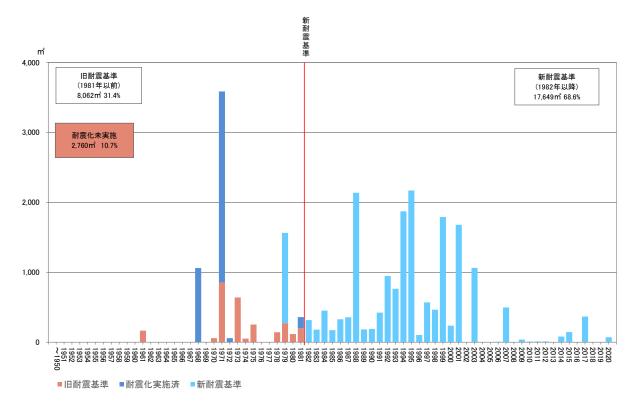


# (3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況(延床面積ベース)は、全体の 68.6%が新耐震基準による整備、残りの 31.4%が昭和 56 (1981)年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち約 9 割の施設が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

### ◆図表 4-5 耐震化実施状況



# 2 インフラ施設の状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 52km、橋りょうが 53 橋、上水道管路延長が 30.3km、下水道管路延長が 14.2km などとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況の推移

			施設	数量
種	別	主な施設	平成 27 年度 (2015)	令和 2 年度 (2020)
		道路延長	52,037 m	52, 225 m
道	路	1級村道延長	3,444m	3, 444 m
	巧	2級村道延長	11, 133 m	11, 133 m
		その他村道延長	37, 460 m	37,648 m
橋り	ょう	橋りょう数	52 橋	53 橋
		管路総延長	29, 994 m	30, 250 m
		導水管	719 m	719 m
		送水管	47 m	47 m
上水	道	配水管	29, 228 m	29, 484 m
		水源池	3 箇所	3 箇所
		浄水場	2 箇所	2 箇所
		配水池	2 箇所	2 箇所
		管路総延長	14,090 m	14, 155 m
下水	水 道 処理場	処理場	1 施設	1施設
		マンホールポンプ場	5 箇所	5 箇所
		農道延長	4,668 m	4,668 m
曲	: 佐記	農道橋りょう数	2 橋	2 橋
農林業	き 心	林道延長	5,429 m	5,429 m
		林道橋りょう数	2 橋	2 橋

注:数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

# 3 過去に行った対策の概要

# (1) 各種計画の策定

令和3(2021)年3月末時点の長寿命化計画(個別施設計画)の策定状況は以下のとおりです。

# ◆図表 4-7 各種計画一覧

	類	型		名 称	状 況
公	共 建	築	物	売木村公共施設個別施設計画	令和元(2019)年度策定
橋	り	ょ	う	売木村橋梁長寿命化修繕計画	平成 29(2017)年度策定

# (2) 広域連携

消防署は、昭和56 (1981) 年に「飯田地区広域消防組合」として発足し、平成6 (1994) 年より「飯田広域消防本部」として、平成11 (1999) 年に設立した「南信州広域連合」1 市 3 町 10 村の共同処理が行われ、消防本部、3 消防署、6分署による消防本部体制の一元化が図られています。

# (3) 施設数の縮減

公営住宅は、老朽化等の状況から優先度を判断し、計画的に縮減(解体)を進めています。

# 4 将来の更新費用の推計

# (1)長寿命化計画策定による効果額の算出方法

耐用年数経過後に単純更新を行った場合と、公共施設等の現況や長寿命化計画 (個別施設計画)で示している施設の長寿命化等を図った場合の試算を踏まえた 中長期的な維持管理・更新に係る経費の見込み(中長期計画)をまとめました。

各施設を耐用年数経過時に更新した場合の必要コスト(単純更新)と、各長寿命化計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

長寿命化計画未策定またはコスト試算されていない長寿命化計画の単純更新 と長寿命化計画の更新費用は、総務省提供ソフト(以下、「更新費用試算ソフト」 という。)を利用します。

# ◆図表 4-8 更新費用の根拠

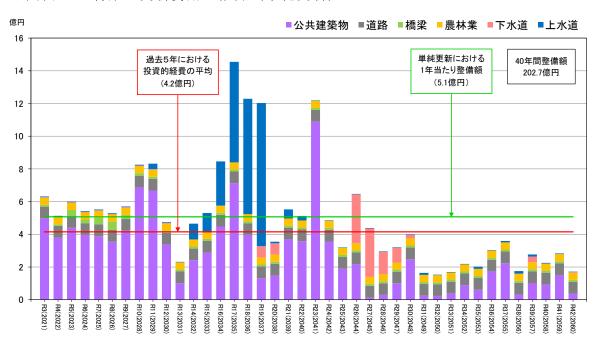
種別	利 用	デ ー タ		
1里 万门	単 純 更 新	長寿命化計画		
公共建築物	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費		
道 路	更新費用試算ソフト	単純更新と同額		
橋りょう	長寿命化計画の修繕しないで架け替える 場合の事業費	長寿命化計画の修繕計画を実施し修繕 する場合の事業費		
農林業施設	過去5年間の更新費用の平均値	単純更新と同額		
上 水 道	更新費用試算ソフト	単純更新と同額		
下 水 道	更新費用試算ソフト	単純更新と同額		

# (2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

# ア. 将来の更新費用の推計(単純更新)

単純更新における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 202.7 億円、年平均で 5.1 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 4.2 億円と比較して 1.2 倍になります。

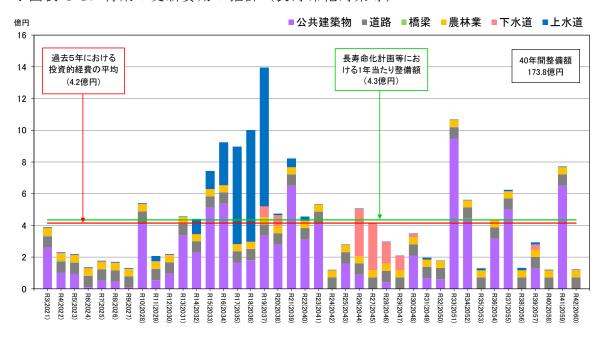
#### ◆図表 4-9 将来の更新費用の推計(単純更新)



# イ. 将来の更新費用の推計(長寿命化対策等)

長寿命化計画等における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 173.8 億円、年平均で 4.3 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 4.2 億円と比較して 1.02 倍になります。

#### ◆図表 4-10 将来の更新費用の推計(長寿命化対策等)



# (3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後 10 年間(令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度) で約 36 億円の削減効果が見込まれます。

しかし、今後生産年齢人口の減少により一般財源の減少が見込まれる一方、高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれることから、公共施設等の整備にまわすことができる財源は限られてくるため、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

#### ◆図表 4-11 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

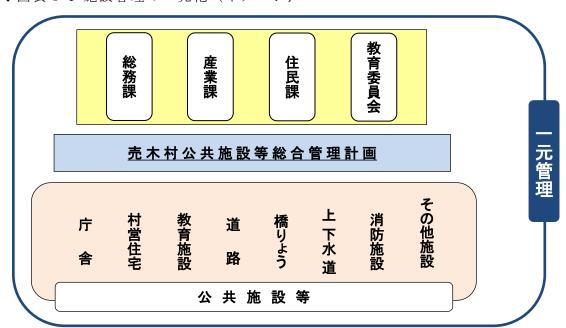
	区	分	耐用年数経過 時に単純更新 した場合(①)	財源見込み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策 等の効果額 (②—①)	現在要して いる経費 (過去5年平均)
		公共建築物	4,573		1,134	<b>▲</b> 3,439	301
<b>∔</b> 71.	普通	道 路	714		714	0	83
投資	会 計	橋りょう	240	地方債 国庫補助等	31	▲209	8
的		農林業施設	432	90~100% 充当	432	0	43
経費	公営事業会計	上水道	75		75	0	11
具	業会計	下 水 道	36		36	0	11
		計	6,070		2,422	<b>▲</b> 3,648	457
維持	普	通会計	70		70		7
持補修	公官	営事業会計	70		70		7
修費		計	140		140		14
	合	計	6,210		2,562	<b>▲</b> 3,648	471

# 第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

# 1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

# ◆図表 5-1 施設管理の一元化 (イメージ)



# 2 現状や課題に関する基本認識

#### ① 数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、年少人口・生産年齢人口・老年人口の比率の変動に伴い、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本村全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して 過多な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要 となります。

#### ② 品質の適正性

本村の公共建築物は、既に建設から30年以上経過している施設も多いため、 老朽化や機能低下が懸念されます。これから施設の品質を適正に保つためには 大規模な改修や更新などの対策が必要となります。

#### ③ コスト (財務) の適正性

本村では、今まで住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、 財政状況や予算規模から、現在保有している公共建築物の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難な状況であります。

このため、公共施設等のあり方や必要性について、利用需要や費用対効果などの面から総合的に評価を行うとともに、人口減少や社会構造の変化を踏まえ、将来的な村民のニーズを把握、政策の適合性などを加味し、必要なサービス水準を確保しつつ総資産量の適正化を図り、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

# 3 公共施設等の管理の基本目標

### (1) 公共建築物保有量の縮減目標

現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人あたりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口1人あたりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの縮減だけでなく、利用需要を考慮する中で施設の総量(延床面積)を減らすことも必要です。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を「売木村公共施設個別施設計画」で検討した結果に基づき設定することとします。

公共建築物について、今後、計画期間の令和 18(2036)年度までに 取壊しを予定している建物が 20 棟 (915.15 ㎡)で、全体の延床面積 の約4%縮減を目標とします。

計画	取壊し予定				
tl mi	施設数 (棟)	延床面積 (m²)			
売木村公共施設個別施設計画	20	1, 051. 69			

#### (2) インフラ施設

道路や橋りょう、上・下水道管等のインフラ施設については、日常生活における重要性や種別ごとの特性を考慮し、中長期的な視点に基づくそれぞれの整備計画等も踏まえ、総量の適正化を図ります。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく 必要はありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された 各「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に点検、修繕を実施していくことで 長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

# 4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃 合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

### (1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する担当部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う(事後保全)のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

### (2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図ります。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老 朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP/PFI<sup>1</sup>などの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討します。

<sup>1</sup> PPPとは、パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的活用や行政の効率化を図るもの。

PFIとは、プライベイト・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

#### (3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用、効用等の低い公共施 設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

#### (4) 耐震化の実施方針

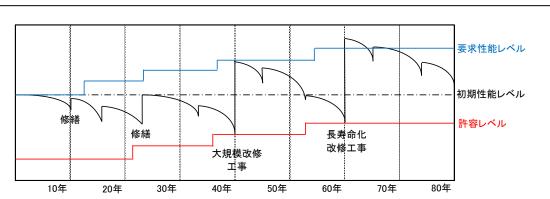
耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、利用、 効用等の高い施設については、利用者の安全性の確保及び災害時において、的 確に機能を発揮できるよう、財政事情を勘案し、優先順位の高い順に引き続き 防災・耐震性能等の向上を進めます。

# (5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、廃棄物管理等を計画的に実施し、公共施設等を健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、既に策定済みの長寿命化計画(個別施設計画)等に基づき、維持管理、 修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じた うえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

# ◆図表 5-2 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から 40 年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後 40 年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

### (6) ユニバーサルデザイン 2化の推進方針

国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)を踏まえ、誰もが安全・安心に利用していただくため、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者のニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。

### (7) 統合や廃止の推進方針

村内には、老朽化した施設や課題を抱える公共施設等があります。将来の公 共施設等のあり方を検討する中で、施設の移転統廃合、用途変更、用途廃止も 含め、総合的にシミュレーションし、村の将来を見据えた公共施設等の有効利 用を図るための、利用再編計画を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、 積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は 抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入 れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

また、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

なお、未利用財産の利活用については、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を村民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

#### (8)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するため、各所管課間で情報共 有を図りながら、全庁横断的な推進体制を構築して本計画に取り組みます。

また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設マネジメントのあり 方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対 する意識の向上に努めていきます。

計画の実施はむらづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

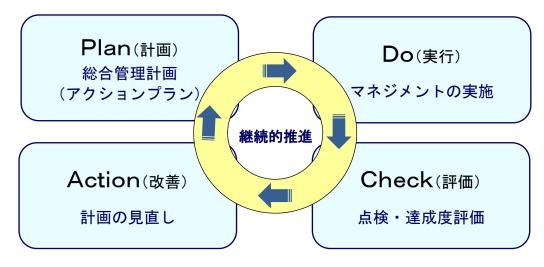
<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が 利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

# 5 PDCAサイクルの推進

本計画に掲げた目標を達成するためPDCA(計画・実行・評価・改善)のマネジメントサイクルに沿った進捗管理(フォローアップ)と点検評価を行い、計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、 前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議 会への報告やホームページへの掲載により村民へ公表します。

◆図表 5-3 PDCA (計画・実行・評価・改善) サイクル(イメージ)



# 第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

# 1 公共建築物の施設類型ごとの方向性

#### (1) 文化系施設

本村では、各地域に生活改善センターや売木村文化交流センター等を保有しています。それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。

#### ◆図表 6-1 公共建築物 (文化系施設) の保有状況

文化系施設							
区	分	集会施設	施設数	6 施設	延床面積	702. 98 m²	
対象	施設	厚生施設、長下生活改善センター、岩倉生活改善センター、南二生活改 善センター、南一集会センター、軒川体験センター					
区	分	文化施設	施設数	2 施設	延床面積	1, 640. 92 m²	
対象	施設	売木村文化交流センター、	郷土文化份	保存伝習館	Î		

#### ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。

昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設は、南二生活改善センター、郷土文化保存伝習館で、南二生活改善センターは耐震化が実施されていないことから、定期的な劣化診断等を行い、耐震化の必要性を検討し、施設の安全確保や長寿命化を図ります。また、30年以上が経過している軒川体験センターについても、今後10年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

文化系施設は、昭和 50 年代から 60 年代に建設されたものが多く、今後建替 え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必 要な修繕を実施していきます。

#### 【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

#### 【統合や廃止の推進方針】

住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・ 面積の縮減や廃止等を検討します。

# (2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村には、ふるさと資料館を保有しています。

# ◆図表 6-2 公共建築物(社会教育系施設)の保有状況

社会教育系施設						
区 分	博物館等	施設数	1 施設	延床面積	230. 01 m²	
対象施設	ふるさと資料館					

#### ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、 記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を 行い、必要な修繕を実施していきます。

# 【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な 修繕などを行い、安全の確保を図ります。

#### 【統合や廃止の推進方針】

施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式 も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。

### (3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として売木村ゲートボール施設、売木村陸上競技場を、レクリェーション施設・観光施設として自然休養村管理センター、こまどりの湯などを保有しています。

施設の多くが建設されてから 30 年以上が経過しているため、老朽化等により大規模修繕等が必要となった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。

# ◆図表 6-3 公共建築物 (スポーツ・レクリエーション系施設) の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設						
区	分	スポーツ施設	施設数	2 施設	延床面積	635. 42 m²
対象	施設	売木村ゲートボール施設、	売木村陸」	上競技場		
区	分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	10 施設	延床面積	4, 562. 22 m²
対象	施設	自然休養村管理センター、 村民憩の家、小鳥の森、岩 験工房、岩倉ダムキャンフ	倉キャンフ	"村、白樺		

#### ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、 記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を 行い、必要な修繕を実施していきます。

#### 【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な 修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図りま す。

#### 【統合や廃止の推進方針】

利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。

# (4) 産業系施設

産業系施設として就業施設、産業振興事業所を保有しています。就業施設及 び産業振興事業所については、建設されてから30年以上が経過しているため、 今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

#### ◆図表 6-4 公共建築物 (産業系施設) の保有状況

産業系施設						
区	分	産業系施設	施設数	2 施設	延床面積	991. 18 m²
対象	施設	就業施設、産業振興事業所	ŕ			

#### ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。

就業施設、産業振興事業所は、耐震化が実施されていないことから、定期 的な劣化診断等を行い、耐震化の必要性を検討し、施設の安全確保や長寿命 化を図ります。

### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

#### 【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法 で必要な修繕を行います。

#### 【統合や廃止の推進方針】

利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。

# (5) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村は、売木小中学校及び売木小中学校プールを各1施設、農山村体験交流施設、売木村保育所、売木村子育て支援センターを各1施設保有しています。売木小中学校校舎については、平成2~4年に大規模改修、平成21年に耐震工事を実施しています。売木小中学校の屋内体操場と売木村保育所は建築してから30年以上、農山村体験交流施設は20年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

# ◆図表 6-5 公共建築物 (学校教育系施設、子育て支援施設) の保有状況

学校教	育系施設					
区分	学校	施設数	1 施設	延床面積	5, 144. 78 m²	
対象施記	を施設 売木小中学校(校舎、屋内体操場等)、売木小中学校プール					
区分	その他教育施設	施設数	1 施設	延床面積	716.62 m²	
対象施設	農山村体験交流施設					
子育て	支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1施設	延床面積	356. 92 m²	
対象施記	売木村保育所					
区分	幼児・児童施設	施設数	1施設	延床面積	82. 37 m²	
対象施設	売木村子育て支援センター	_				

#### ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕します。 生徒、児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核 となる施設としての機能を確保するため、必要に応じ耐震診断及び耐震補強 等を適宜行います。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

売木小中学校の屋内体操場と保育所は、大規模な改修が必要になることが 見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修 繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。

# 【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

生徒、児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。

# (6) 保健·福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設として 2 施設、医療施設として 1 施設保有しています。

売木村国保直営診療所については、建設されてから 30 年以上が、また、売木村デイサービスセンターは 20 年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

# ◆図表 6-6 公共建築物 (保健・福祉施設、医療施設) の保有状況

保健・福祉施設						
区	分	高齢福祉施設	施設数	2 施設	延床面積	1, 415. 56 m²
対象	施設	売木村デイサービスセンター、生活支援ハウス				
医療施設						
,	<b>京旭</b>					
区	分	医療施設	施設数	1施設	延床面積	198. 31 m²

#### ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。医療施設については、維持修繕にかかる費用を軽減するため、継続的な点検・診断を実施します。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

#### 【安全確保の実施方針】

建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法 で必要な修繕を行います。

#### 【統合や廃止の推進方針】

各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。

### (7) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、建設されてから30年以上が経過しているものもあるため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。その他の施設も今後、 予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

#### ◆図表 6-7 公共建築物 (行政系施設) の保有状況

行政系施設						
区	分	庁舎等	施設数	1施設	延床面積	1, 364. 73 m²
対象	施設	売木村役場(庁舎、車庫等)				
区	分	消防施設	施設数	4施設	延床面積	220. 13 m²
対象	施設	消防本部詰所、消防1分団	計所、消防	52分団詰	所、岩倉ポン	/プ置場詰所
区	分	その他行政系施設	施設数	2 施設	延床面積	61. 28 m²
対象	施設	村民グラウンド倉庫、防災	(倉庫			

# ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に点検や劣化診断を行う(予防保全)ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を実施します。

旧耐震基準で建設された施設は、役場庁舎、消防本部詰所、消防1分団詰 所で、耐震化が実施済みですが、今後も定期的な劣化診断等を行い、耐震化 の必要性を検討し、施設の安全確保や長寿命化を図ります。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

# 【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

# 【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、 施設の長寿命化に取り組みます。

#### 【統合や廃止の推進方針】

今後、各消防詰所のあり方について検討します。

# (8) 公営住宅

本村が管理する公営住宅のうち、建設されてから 30 年以上が経過しているものは、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。20 年以上が経過しているものも、今後 10 年以内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。

◆図表 6-8 公共建築物 (公営住宅) の保有状況

公	営住宅					
区	分	村営住宅	施設数	36 施設	延床面積	4, 018. 17 m²
対象	施設	簡易住宅、岩倉住宅、松葉 定住促進萩原住宅、与助定				
区	分	公営住宅	施設数	13 施設	延床面積	1, 243. 57 m²
対象	対象施設 長下住宅、軒山住宅、地岳住宅、萩原住宅、大牧住宅					

#### ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、 点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に 活かしていきます。

#### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。

#### 【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

#### 【長寿命化の実施方針】

予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。

#### 【統合等推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、新設が必要となる場合に建替えを実施することにより、安全で安心な公営住宅の供給を推進します。

なお、今後 10 年以内に建築後 30 年を経過する公営住宅は、計画的に住宅改修 や建替えを検討します。

# (9) その他

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を 総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

# ◆図表 6-9 公共建築物 (その他) の保有状況

そ	の他					
区	分	その他	施設数	14 施設	延床面積	2, 126. 26 m²
対象	施 設	旧温泉ホテル、ブナノ嶺 理休憩舎、釣堀管理休憩 レ、小型融雪剤散布車車	舎、下り沢	河川公園	・イレ、落合	河川公園トイ

#### ●管理に関する基本的な考え方

### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状況を把握していきます。

小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

#### 【安全確保の実施方針】

今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、 進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。 また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確 保を図ります。

#### 【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、 建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。

その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。

# 2 インフラ施設の施設類型ごとの方向性

### (1)道路

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

# ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を 行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等 を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適 用を図っていくものとします。

#### 【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、 安全を確保します。

#### 【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

# (2) 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「売木村橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期 点検を実施し、健全性を診断します。災害時等の地域の孤立を防ぐため、 生活道路及び避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を優先的に進 めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

#### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「売木村橋梁長寿命化修繕計画」 等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

### 【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

# 【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

# (3) 上下水道

上下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。本村の上下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

#### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に 努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

# 【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

# (4)農林業施設

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な 点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなど の適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施 設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を 生み出せるようにしていきます。

# 【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修 繕を実施するなど必要な措置を講じます。

#### 【統合・廃止】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要性が認められない路線 は廃止を検討します。

# 売木村公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定 令和4年3月改訂

発行者 長野県下伊那郡売木村総務課 〒399-1689 長野県下伊那郡売木村 968 番地 1 TEL 0260 (28) 2311 FAX 0260 (28) 2135